

# 農地中間管理事業の実施に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う農地中間管理事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 公社は、事業の実施に当たっては、法第3条の規定により岩手県が策定する農地中間管理事業の推進に関する基本方針に基づき行うものとする。

## (事業実施区域及び推進体制等)

第3条 事業の実施区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域に定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）以外の区域とする。

2 事業の重点実施区域は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の区域内とする。

3 公社は、地域計画の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進するものとする。

4 公社は、法第19条の規定による市町村等の協力及び法第18条第11項の規定による農業委員会からの要請を活用しつつ、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

## (農地中間管理権を取得する農用地等)

第4条 公社は、地域計画の区域内の農用地等について、目標地図の実現に向けて、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。

2 公社は、地域計画の区域外の農用地等について、事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められた場合には、農地中間管理権を取得することを検討する。

3 公社が農地中間管理権を取得する農用地等については、次のいずれにも該当しない農用地等とする。

- (1) 農業委員会が再生不能と判定した遊休農地その他農用地等として利用することが著しく困難な農用地等
- (2) 土地の境界や権利関係が未確定であるなど利用上の支障がある農用地等

(3) その他借受希望者が見込めない農用地等

(機運の醸成)

第5条 公社は、市町村等と連携しながら次に掲げる状況等の把握を行い、事業活用による農地の集積・集約化の促進に向けた機運の醸成に努めるものとする。

- (1) 地域計画の作成・見直しの状況
- (2) 各地域の担い手の状況
- (3) 各地域の遊休農地の現状及び今後の見通し等

(借受希望者の募集等)

第6条 公社は、地域計画の達成に資するよう、市町村等の関係機関と連携して、農用地の借受希望者を募集等する。

(農地中間管理権の取得方法)

第7条 公社は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して、農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを行い、権利設定にあたっての具体的な内容を計画的に協議するものとする。

- 2 地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案が提出された場合を基本として、農用地等の所有者等との協議を行うものとする。
- 3 農用地等の貸借等に係る滞留期間を極力短くするため、一括方式（農地中間管理権の設定等及び貸借権の設定等を同一の促進計画で行うことをいう。）によるほか、一括方式によらない場合であっても、借受希望者に可能な限り短期間で貸し付けることができる適切なタイミングで借り受けるものとする。
- 4 農地中間管理権の存続期間又は残存期間については、地域計画の達成及び貸付先の安定経営に資するよう、原則として10年以上となるようにするものとする。
- 5 農地法第32条及び第33条の利用意向調査によって公社への貸付けの意向が示され、又は同法第36条の公社と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられれば貸付が行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地解消に向けた国の予算事業の活用を検討するものとする。
- 6 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

第8条 [削除]

(農用地等の貸付を行う方法)

第8条の2 公社は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農

用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町村が地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して定めることが原則となるが、次の各号のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が地域計画の達成に資することを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- (1) 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が見込まれるとき。
  - (2) 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき。
  - (3) 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合であって、目標地図の達成に支障を生じないとき。
- 2 公社は、地域計画の区域外の農用地等において、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とし、農業委員会又は市町村等からの提出があった促進計画の案について、次の各号の観点について確認した上で、貸付先の決定を行う。
- (1) 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯囲解消に資するものであること。
  - (2) 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
  - (3) 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していくものであること。
  - (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。
- 3 公社は、ホームページに当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び意見提出の方法を明示した上で、意見聴取を行うものとする。
- 4 貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう長期とすることを基本とするが、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとする。
- 5 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面の交付により説明を行うものとする。

#### （農業経営の受委託を行う方法）

- 第8条の3 公社は、農業経営の委託が、必ずしも一般的に行われているものではないことを踏まえ、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。
- 2 農業経営の受託者（公社から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（公社に農業経営等の委託を行う者をいう。以下同じ。）

と農業経営の委託の協議を行うものとする。その他の基準については第4条の規定を準用する。

3 農業経営の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画における権利設定の始期・終期・存続期間・損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式（委託者から公社への委託及び公社から受託者への委託を一の促進計画で行うことをいう。以下同じ。）により取り扱うことを原則とする。

4 農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、委託者及び受託者が協議の上、公社が決定することを原則とする。その他の方法については、第7条の規定を準用するものとする。

5 農業経営の委託については、第8条の2及び前項の規定を準用するものとする。

#### （農作業の受委託を行う方法）

第8条の4 公社は、地域計画の区域内の農用地等については、目標地図の実現に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれることを対象とすることが適当であることから、公社が受託する農作業の種類については、「特定農作業受託」又は「基幹三作業以上の受託」とする。

2 農作業の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画における農作業内容、農作業の委託に係る始期・終期、契約期間、対価、賃料、支払方法等）を行い、調整が調ったものを委託の一括方式により取り扱うことを原則とする。また、次の各号に基づくこととする。

- (1) 対価の支払方法については、委託者及び受託者が協議の上、公社を経由しないで行うことを原則とする。
- (2) 促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により委託者に直接報告するとともに、公社に対してもその写しを提供する。
- (3) 促進計画の定めにない事項（品種、農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、委託者と受託者の間で適宜取り決めることとし、公社に対してもその内容を書面等により提供する。
- (4) 農作業の受託に係る契約期間については、委託者及び受託者が協議の上、公社が決定することを原則とする。その他の方法については、第7条の規定を準用するものとする。

3 農作業の委託については、第8条の2及び前項の規定を準用するものとする。

#### 第9条 [削除]

#### （農地中間管理権を有する農用地等で行う研修事業）

第9条の2 公社は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者等に

に対する農業の技術又は経営方法等を実地に習得させるための研修事業を行うことができる。

(共有者不明及び所有者不明農用地等の対応)

第 9 条の 3 公社は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意（法第 22 条の 4 に規定する同意をいう。）の通知があったときは、当該農用地等促進計画について岩手県知事に認可申請を行うことができる。

2 公社は、所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法第 41 条に基づく通知があった場合、第 4 条の基準を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要と判断した場合には、岩手県知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請することができる。

(賃料の水準等)

第 10 条 事業による農用地等の賃料は、近傍類似の農用地等の賃料を基本とし、公社が相手方と協議の上決定する。

2 公社が農業経営を受託するとき及び公社が農業経営の委託をするときの農業経営に係る損益については、委託者に帰属する。基本的な農業経営に係る損益の計算式及び決済の方法については、「農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」から「農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）」を差引き、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うことを原則とする。具体的な損益の算定については、委託者及び受託者と協議の上、公社が決定することを原則とする。

3 公社が農作業を受託するとき及び公社が農作業を委託するときの委託料については、委託者及び受託者が協議の上、公社が決定することを原則とする。

(手数料)

第 11 条 事業による公社の手数料は、次に掲げるもののほか、必要な事項は、農地中間管理事業手数料徴収要領等に定める。

2 公社の借入れ及び貸付けに係る手数料は、年額とし、賃料年額のそれぞれ 1 %相当の額（消費税及び地方消費税含む。）とする。

3 使用貸借、農業経営の受委託、農作業の受委託に係る手数料は徴収しない。

4 手数料は、円滑な事業推進に資する目的で徴収し、事業の運営・推進に要する経費に充当する。

5 理事長は、災害その他特別の理由があるときは、手数料の一部又は全部を免除することができる。

(契約の解除等)

第 12 条 公社は、農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当する場合、岩手県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約を解除することができる。

(1) 農地中間管理権を取得後、2 年を経過してもなお貸付けの見通しがたたないとき

- (2) 農業経営等の委託を受けてから 6 か月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき
- (3) 災害その他の事由により、農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき

(利用条件改善の基準)

第 13 条 公社は、農地中間管理権の設定期間が 10 年以上の農用地等について、当該農用地等の所有者及び貸付を予定している者又は貸付者から法第 2 条第 3 項第 5 号に掲げる業務の実施に係る要望があった場合、当該業務を実施することができる。

(農用地等の利用状況の報告)

第 14 条 公社は、必要に応じて、貸付者から農用地等の利用状況の報告を求めるものとする。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第 15 条 公社は、相談又は苦情に応ずる窓口を農地中間管理部に置く。

(関係機関等との連携)

第 16 条 公社は、事業の実施に当たり、県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市町村公社等の関係機関・団体と十分に連携しながら行うものとする。

(業務委託)

第 17 条 公社は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、賃料の收受・支払、未収賃料の回収、管理耕作、利用条件改善の業務及びデータ管理等の業務について、業務委託を行うことができる。

- 2 公社は、市町村以外に業務の一部を委託した場合は、その相手方及び委託の内容を市町村に通知するものとする。
- 3 公社は、透明性を担保する観点から、委託する業務内容を明確にするとともに、委託コストの削減に努めるものとする。

(事業評価委員会)

第 18 条 公社に、農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、事業の実施状況を評価するとともに、公社の理事長に必要な意見を述べることができる。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第 18 条の 2 公社は、事業の実施に当たって、個人情報の漏えいや賃借料の誤収受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施等を適切に行うとともに、速やかに岩手県知事に報告し、必要に応じて助言を仰ぐこととする。

(補則)

第 19 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 25 日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日認可）

この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日認可）

1 この規程は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。ただし、改正前の規程に基づき令和 4 年度までに実施した事業の取り扱いについては、なお従前の例による。

（経過措置）

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条及び第 10 条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画によって、公社が農地中間管理権の設定等を受け、又は貸借権の設定等を行う場合の取り扱いについては、第 8 条の 2 から第 8 条の 4 に準じて行うものとする。